

議

長 日程第14「報告第1号専決処分の報告について（松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

担当課長の報告をお願いします。

参事兼総務課長

それでは、報告第1号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、報告いたします。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由でございます。令和7年4月1日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本定例会において報告するものでございます。

恐れ入ります。改正内容につきましては、法律改正に伴いまして引用条項を整備するものでございます。なお、対象となる関係条例の違いから、第1条から第3条の条立てとなっております。

それでは、専決処分書を3枚おめくりいただき、4枚目の参考資料をお願いいたします。松田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例第1条関係でございます。新旧対照表でございます。左側の改正案のほうを御覧ください。第2条の第2号でございます。第2号では、現行の法第2条第8項を第2条第9項に改めるものでございます。以下、第3号、第4号も同様に項ずれを整備するものでございます。

恐れ入ります。次ページお願いいたします。よろしいですか。2番目です。第2条関係でございます。松田町の議会の個人情報の保護に関する条例でございます。こちらのほうにつきましても同様に、第2条第10項及び現行の第12条

の第5項の表中、3ページの下になりますが、下から2段目ですね、第39条第1項第1号において、現行の法につきまして第2条第9号を第2条第10号に項ずれを整理するものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。松田町税条例第3条関係でございます。こちらのほうにつきましても、第15条同様でございます。第3項の第2条第15号を第2条第16項に改めるものでございます。

最後に、3ページへ戻っていただきまして、専決処分書の本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わりにします。